

「援護法」によって捏造された「沖縄戦認識」

— 「靖国思想」が凝縮した「援護法用語の集団自決」 —

石原昌家

The Battle of Okinawa War Narrative Families Assistance Act Manufactured by the Bereaved

Masaie ISHIHARA

【論文要旨】

沖縄戦における住民の集団自決という用語に内在している問題の核心は、日本政府・皇軍（旧日本軍）の戦争責任が免責されるという点にある。すなわち、沖縄戦体験を記録したり、語ったりするとき、住民に集団自決という「援護法」の用語を用いた場合、単なる言葉の表現上の問題ではなく、その意味するところは、沖縄戦が「靖国思想」に立脚した「軍民一体の戦闘」だったという認識に立つことになるのである。つまり、「援護法」適用のための用語である集団自決と「強制集団死」（軍事的他殺）を明確に区別しないと、沖縄戦における住民被害の本質を見誤ることになる。

キーワード：援護法、集団自決、強制集団死、靖国神社

Abstract

The crux of the problem of using the term “group self-termination” to describe the Okinawan battle victims is that it allows the Japanese government and the Imperial military to evade taking responsibility for the war. In other words, when recording the oral history of war experiences, or when relaying ones own experiences, use of the expression “group self-termination” is not a trivial choice of words. Rather, it implies acceptance of the “unified military-civilian front” mythology, which is based upon “Yasukuni ideology.” Thus, unless a clear distinction between the concept of “group self-termination” as delineated in the Assistance Act and the concept of “compulsory group suicide” (military murder by proxy), an accurate depiction of the civilian casualties of the battle of Okinawa will not be possible.

問題の所在

1945年3月10日、一夜で10万人以上が犠牲となった米軍による大空襲の遺族や被災者でつくる「東京空襲犠牲者遺族会」は、2006年8月、国に「国家賠償」と「国の戦争責任をはっきりさせて公式謝罪」を求めて集団提訴する、と新聞が報じた¹。本来、沖縄県全体が地上戦闘に巻き込まれ、甚大な被害を被った沖縄住民こそ、真っ先に国に対して「国家賠償」と「公式謝罪」を求め、大集団提訴をすべき立場にある。しかし、沖縄戦で住民の集団自決という用語を用いている限り、沖縄戦での被害者の遺族が、同様な集団提訴をするということはできない。なぜなら、国の機関では沖縄戦における住民の集団自決とは、日本軍の「戦闘員の煩累を絶つため崇高な犠牲的精神により自らの生命を絶つ者」と規定しており²、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下「援護法」と略記³）の適用要件のひとつに集団自決をあげているからである。

つまり、国のいう住民の集団自決による戦没者とは、日本軍に「積極的な戦闘協力」をしたので、「戦闘参加者」として認定され、「準軍属」扱いされるやその遺族は「遺族給与金」という経済的援助を受け、ゼロ歳児でも軍人同様に祭神として「靖国神社⁴」に祀られ、最高の国家的榮譽を授与されて精神的に癒されたことになっている。したがって「戦闘参加者」と位置づけられている住民の遺族には、もはや「東京空襲犠牲者遺族会」同様に国を提訴することができないし、また提訴する必要性もないのである。

したがって沖縄戦における住民の集団自決という用語に内在している問題の核心は、日本政府・皇軍（旧日本軍）の戦争責任が免責されるという点にある、と確認できよう。すなわち、沖縄戦体験を記録したり、語ったりするとき、住民に集団自決という「援護法」の用語を用いた場合、単なる言葉の表現上の問題ではなく、その意味するところは、沖縄戦が「靖国思想」に立脚した「軍民一体の戦闘」だったという認識に立つことになり、「靖国思想」を堅持するのか否かの思想上の問題にもなる。

本稿では、「援護法」適用条件のひとつのケースとして挙げている集団自決という用語と日本軍が作戦によって住民を「お互いに殺し合う等」の形で死に追いやった「強制集団死」（軍

¹ 『東京新聞』2005年8月26日、『朝日新聞』（東京本社）2006年3月5日参照

² 防衛庁防衛研修所戦史室編集『沖縄方面陸軍作戦』朝雲新聞社 1968年 252頁

³ 1952年4月、軍人恩給法の停止に伴い公布。「この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属であった者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」（厚生省社会・援護局援護課監修『援護法 Q&A—仕組みと考え方—』新日本法規 平成12年 209頁）と定められている。

⁴ 1869（明治2）年に東京招魂社として創建され、79（明治12）年に靖国神社と改称された。戦前の靖国神社は、現人神の天皇と国家のために死んだ軍人等を軍神・祭神として祀る陸軍・海軍省所管の軍事的宗教施設であった。天皇も参拝する靖国神社へ祀られることは、戦死者やその遺族にとって最高の名誉・榮譽とされ、出征軍人・遺族の精神的支柱の役割を果たしていた。戦後は、GHQによって一宗教法人として存続を許されたが、日本遺族会が中心になって、靖国神社の「国家護持」と首相の公式参拝を求める運動を展開している。

事的他殺)とを明確に区別しないと、沖縄戦における住民被害の本質を見誤ることになる、ということを論じるために、「援護法」がいかにして、「沖縄戦認識」を捏造させてきたかを検証していく。

そこでまず、沖縄戦の体験をどのように認識するのかということは、「時代の制約」を受けて変遷をたどってきているという事実を、われわれはその検証にあたって共有しなければならない。その「時代の制約」とは、1970年以前と以後に分けることができる。いずれも公的機関による聞き取りによって形成された沖縄戦体験の認識である。それは「靖国の視点」と「反靖国の視点」というまったく相反する認識として生成されているのが決定的な特徴である。ここでいう「時代の制約」というのは、1970年前後の日本復帰運動が、皇国意識の象徴だった「日の丸」復帰から、「反日の丸」へと変化を遂げた社会意識の変容をひとつの事例としてあげることによって理解できる。そこで「沖縄戦認識」を決定づけた時代相の形成要因から解明していきたい。

1 「援護法社会」の形成

(1) 「遺族会」と行政

1945年、アジア太平洋戦争で日米両軍最後の地上戦闘となった沖縄戦では、戦闘員・非戦闘員の区別もなく、3月から6月にわたって史上空前の爆撃・肉弾戦等が展開した。その結果、戦後沖縄はいわば「グラウンド・ゼロ」から出発したのである。したがって、住民の戦争被害の実態は、戦後62年経た現在でも正確に把握することができない。心身ともに底知れぬ深さの戦争後遺症を抱えながら生活苦に喘ぐ戦争遺家族にとって、1952年2月10日に結成された「琉球遺家族会」(沖縄県遺族連合会の前身)は、精神的かつ経済的な拠り所になった。そして日本本土で同年4月30日に公布された「援護法」の米軍支配下沖縄への適用を実現させるのが最重要課題となり、日本政府への陳情活動を展開することになった⁵。

日本政府としても、米軍の占領支配下の沖縄といえども「援護法」の適用は当然と考え、この法律の目的に沿った施策の実現を図った。それは主として援護業務推進のために、日本政府総理府内に「南方連絡事務局」を創設し、米国の了解の下に同年8月、沖縄に「那覇日本政府南方連絡事務所(略称「南連」)」を設置するという具体策を講じることによってスタートを切った。そして53年3月、北緯29度以南の南西諸島にも「援護法」の適用が認められたので、日本

⁵ その方針に関する資料は、沖縄公文書館所蔵の「琉球政府文書」(以下「琉政文書」と略称)として保存されている。それは、「1953年度 諸団体に対する補助金交付に関する書類(沖縄遺族連合会)社会局援護課(第2号第一種永久)」の中に見出された。

1953年6月9日の琉球遺族連合会(島袋全発会長)の事業計画書によると、「日本政府並びに琉球政府に対して戦傷病者、戦没者遺族等援護に関する各種問題解決並に其の実現を期す為陳情を行ふ」、として「援護法の適用と援護金の早期支給について」、「大東亜戦争に参加したる学徒隊、防衛隊、其の他軍命に依って戦闘に参加して死亡した者も軍人、軍属と同様に取扱ふこと」、「琉球政府に援護課を早急

政府の「機関委任事務」として、琉球政府社会局にその事務を主管する「援護課」が設置され、各市町村にも「援護係」が新しく配置された。また、「南連」の設置で「援護法」の沖縄への適用の見通しがつき、「琉球遺家族会」は「琉球遺族連合会」と改称して、各市町村に「遺族会」が相次いで結成されていった⁶。つまり、「援護法」の適用を受ける体制が整えられていたのである。かくて、「援護法」はその適用のための業務を通して、日本政府の「南連」、「琉球政府」の「援護課」・各市町村の「援護係」という行政と「琉球遺族連合会」が一体化し、それによってもたらされた「遺族年金」「遺族給与金」等の支給が遺家族の家計を大きく支え、戦後沖縄社会を「援護法社会」と、規定してもよいほどの特質をもつことになったのである。

さらに同年10月17日に「琉球遺族連合会」は、「日本遺族会」の一支部として正式加入が認められ、戦後8年目に沖縄の「遺族会」は「日本復帰」を果たし、沖縄の戦没遺族問題だけでなく、「靖国神社国家護持」など「全国的遺族処遇改善運動」にも一体となって推進することになった⁷。それは1970年以前の「時代の制約」として、住民の沖縄戦体験に、「軍民が一体化した戦闘だった」という認識を流布させる要因にもなった。

(2) 遺家族の家計を救った「援護法」

「援護法」は、1946年2月に「軍人恩給」が停止（53年8月復活）されたので、それに代わるものとして制定されたわけだが、沖縄でも53年7月に初めて陸軍・海軍人遺族に遺族年金・弔慰金が進達され、9月に遺族年金・弔慰金・障害年金証書が公布された。そして54年1月、「南連」所長から琉球政府比嘉主席に遺族年金・弔慰金証書が手交され、比嘉主席の談話として「日本政府の御好意に感謝する」「今年度中にB円3億円余の援護金が来ることになるので有効な活用をするための対策を考慮している」（「琉球新報」54年1月14日）と報じている。そして「遺家族と留守家族の援護法適用」ということで、はやくも「沖縄も本土なみに」（「琉球新報」54年9月3日）という大きな見出しが躍っている。さらに55年1月12日の「琉球新報」紙では、「“ひめゆり”援護始まる」の見出しで、「当時の若い女子学徒の殉国の姿」という当時の新聞社の沖縄戦認識を示す表現につづき、その戦死に対して「例えば父母と祖父母の4名が在る場合、年金は先順位者2万7千6百円と3名の加給1万5千円で合計4万2千6百円（日円）。それに弔慰金、葬祭料など含めて昭和27年以降の分が貰えるのでザット12万3

に設置せよ」などが第1に掲げられ、第8には「巡回相談並に個人指導」として「傷い軍人並に遺族の各家庭を巡り総ゆる調査指導相談に応ずることは現下最も重要な仕事であって特に琉球の現状から見て傷い軍人並に遺族の生活の実態を早急に調査し彼等の相談相手となって厚生之道を開拓させることは現下の急務である。特に今後の援護法で援護されるかされないかの境にある軍人及軍属其の他軍に協力した者の援護についても充分調査研究しこれ等遺族をして後顧の憂ひない様に努める」とある。

沖縄の「遺族会」は、この方針の下に行動を起こし、「援護課」もそれをバックアップしていくことになったのである。

⁶ 沖縄県遺族連合会『還らぬ人ともに』若夏社 昭和57年 61頁参照

⁷ 前掲書 388頁参照

千円、B円にしても4万円が1度に遺族の手に渡される計算である。」と詳細に記している。また、7月6日付けでは53年に遡及して一括払いされる「軍人恩給第1号届く」という見出しは、「援護法」の沖縄適用が困窮している遺族にいかにか朗報であったかということと当時の社会的期待の大きさが窺われる。それは関係者の証言記録がより具体的に裏付けている。

『沖縄の遺族会五十年史』（2002年）の「座談会 五十年を顧みて」の中で、沖縄県遺族連合会座喜味和則会長が次のように述べている。

援護法制定は昭和二十七年ですが、沖縄の方々が受給できたのは昭和三十二年から三十三年、数年遅れでした。数年分のお金がまとまって入ったら、親戚から厄介者にされていた未亡人が一転して親戚から大事にされるようになったとか、家を建てたとか、お墓を建てたという話を聞きました。(339頁)

また、「援護法」による公務扶助料が、困窮した遺族の家計に如何ほどの意味合いを持っていたかは、その支給額の推移によって推測することも可能である。恩給法、「援護法」では、軍人は「元の陸海軍の現役、予備役、補充兵役、国民兵役にあった者」、軍属は「元の陸海軍から正規に給料を受けていた雇員、傭人、救護看護婦等の者」、準軍属は「元の陸海軍の要請に基づく戦闘参加者、旧国家総動員法に基づく徴用者等の者」とされ、公務扶助料は軍人の遺族に支給する年金、遺族年金は軍属の遺族に支給する年金、遺族給与金は準軍属の遺族に支給する年金と、それぞれ当時の身分によって区分されて支給されている。

それぞれの支給額（年額・円）を1960年12月から5年毎にみてみよう⁸。

年月	公務扶助料	遺族年金	遺族給与金
1960・12	53,200	51,000	25,500
1965・12	93,457	92,000	46,000
1970・12	157,125	157,000	109,900
1975・12	474,000	474,000	474,000
1980・12	1,134,000	1,134,000	1,134,000
1985・12	1,440,000	1,440,000	1,440,000
1990・12	1,645,400	1,645,400	1,645,400
1995・12	1,878,900	1,878,900	1,878,900
2000・12	1,956,200	1,956,200	1,956,200

⁸ 沖縄県遺族連合会編『沖縄の遺族会五十年史』2002年 88-89頁

1975年からすべて同一支給額になっているが、現在、戦没者一人当たり年額約200万円というのは、一般的家計に占める位置としては大きい。

77年は沖縄戦から32年目で、沖縄では各家庭でも戦没者の33回忌法要が盛大に行われていった。そして各行政機関でもさまざま記念事業が企画されていた。そのひとつが沖縄県生活福祉部援護課でまとめた「援護恩給等の事務取り扱い件数」である。それは新聞報道によってその内容が明らかになった。

この調査は、戦没者や、その遺族に支給する一時金、年金、恩給などの受理件数から、同課の業務量を掌握することと、三十三年忌にちなみ数字から沖縄戦をのぞいてみようーとして行われた。調査は五十二年（引用者注：1977年）三月三十一日現在の受理件数で、全国との比較は、厚生省がまとめた各県の状況。一時金、年金、恩給の種類は二十二。調査は、各項目別に、沖縄県と、各都道府県を比べているが、それによると、父母、祖父母、配偶者、十八歳未満の子供が死没した遺族に給付する特別弔慰金は、県は七万四千件。各県の平均は二万四千件で、沖縄は（引用者注：全国の）三倍以上、肉親を戦争で失ったことになる。軍人、軍属の遺族年金を受ける件数は、五千七百六十九件でトップ。二百六十万県民のいる広島が二位で、四千四十四件。戦没者がいかに多かったかが、わかるのが戦没者叙勲。大都市・東京がトップで、十万七千十六件。次いで沖縄の九万三千八百八十三件。人口割にすると沖縄がトップ。三位が福岡の八万七千四百四十三件。そのほか公務扶助料二万五千六百八十六件・・・これらすべての受理件数を合計すると、最も多いのはやはり東京。沖縄は七位。だが、人口千人当りにすると、沖縄がトップ。受理件数は一部重複するところもあるが、二七・四割の人が、受給者にあたるかっこう。二位は鹿児島で一六割。西村正次援護課長は「戦没者の数がいかに多いかがわかる。それも生存者に対する給付が少なく、死没者に対する給付が圧倒的。激戦のあとがうかがえる」と、改めて驚いたようす。五十一年度には推定三百億円が支給されたという⁹。

戦後32年を経た77年で沖縄県民の約27パーセントが「遺族年金」等の受給者というのは、戦争の痕跡を示す軍用地代とともに「遺族年金」が沖縄の住民生活にいかに大きな役割を果たしてきたかを窺い知ることができよう。

(3) 戦後初の靖国神社参拝と「援護法」業務

戦後7、8年たった米軍圧政下の沖縄では、「母国復帰」、「祖国復帰」という表現で、「異民

⁹ 「沖縄タイムス」1977年10月22日。ちなみに1977年度の軍用地代は259億7906万6000円である。（『沖縄大百科事典』上巻 1983年 1014頁）。

族支配」からの脱却を志向したが、日本本土への強い憧れと潜在的に「ジャパニー」と形容するほどの旧日本兵への反発とが入り混じていたのが、住民一般に共通する心情だった。「日の丸掲揚」も米軍から禁止されていた時代に突然、日常的に「日の丸」が掲揚されたのが、日本政府の出先機関の「那覇日本政府南方連絡事務所」だった。日本の影響を排し、米軍基地を自由に無制限に使用したい米国は沖縄住民を非日本人として扱おうとする占領政策をとってきた¹⁰。それにも係わらず米国は旧軍人への恩給に代わる「援護法」の沖縄への適用には理解を示し、前述の通り1953年に援護業務が開始された。「日の丸」が掲揚された建物は、その援護業務を第一義とした日本政府の「事務所」だったのである。

そこで前記の通り、米軍支配下の沖縄にも適用された「援護法」による第一回遺族年金・弔慰金・障害年金証書が、引揚援護庁次長から比嘉主席に手渡されたのである。しかも、米軍が、本土一沖縄間の自由の往来を厳しくチェックしているとき、「援護法」の年金給付が開始された2か月後の53年10月、沖縄の戦争遺族の靖国神社参拝をも認めた。53年12月25日に奄美大島の日本復帰が実現したが、じつは沖縄は精神的に「戦前の日本への復帰」が実現していたということにもなる。「日本復帰運動」の牽引車だった人物らが、沖縄の「靖国神社奉賛会」の主要メンバーだったことも、後述の「沖縄戦体験の記述」が、靖国思想と不即不離の関係で始まったことと無縁ではなかろう。

1953年10月14日、戦後初めて沖縄から「靖国神社参拝団」が出発した。以後、沖縄からの靖国参拝は、毎年春季の例大祭、秋季の例大祭参拝が挙行され（55年以降夏季にも参拝）、日本政府と琉球政府との間では、靖国参拝に係わる業務が頻繁に発生している。日本政府の援護業務は旧日本軍人が中心だったといわれており、沖縄でも「戦闘参加者」として認定された名簿は、靖国神社合祀者予定名簿として琉球政府から靖国神社に送付され、靖国神社でチェックした後、靖国神社合祀者名簿が琉球政府に送られ、個々の家庭へ知らされていった。そして沖縄遺族連合会が遺族の中から、「靖国神社参拝団」を組織するが¹¹、それは厚生省からの補助と自費による参加者から構成されていた。

それについては沖縄県公文書館所蔵の「琉政文書」である「援護課」の文書の一部で確認できる。

「靖国神社参拝旅費給付金の支払いについて」（4月15日～5月4日の20日間）の文書に、「さきに決定した靖国神社春季例大祭参拝者から別紙申請書が提出されておりますが、これについては参拝に要する旅費として一人当五八弗三三仙を支給し」とあり、援護事業費の総計と

¹⁰ 占領初期の米軍は、沖縄の言語を英語化することさえ目論み、小学校1年から英語の授業を導入したが、指導者不在のため断念した。また、極力「廃藩置県」以前の琉球という表記を用いるようにしていた。

¹¹ 1953年6月9日の琉球遺族連合会（島袋全発会長）の事業計画書の将来の計画の三番目に「靖国神社参拝」を掲げ、「年2回大祭に琉球の遺族並に遺児を参拝せしめると共に之に要する経費の補助をなす」とある。

して、「一九六〇年四月八日\$一八八〇. 四〇認証済」と記されている。一方、靖国神社から琉球政府東京事務所へ、「・・・御奉納の意義を一層深からしめる為今後は供物又は真榊の形式にして一台又一基（五千円程度）の御奉奠を賜る様に御依頼申し上げ度考慮中でございます 就ては春秋両祭典には予め其の都度御依頼の書状を差上げることに致したく存じます故御含置賜度存じます」という依頼文書が届いている。それは厚生局長に、「靖国神社供物料について」という見出しで、「御検討願いたくおしらせします」と転送して対処を求めている（六三年十一月二八日付文書）。また、「供物料」に対する靖国神社発行の「沖縄遺族連合会」宛の領収書の原本は、「援護課」資料に保存されている。これらの文書から沖縄の靖国神社参拝は、直接的に政府を介在していた様子が鮮明にみえる。かくて、日本政府旧厚生省・「那覇日本政府南方連絡事務所」、琉球政府社会局援護課、靖国神社、遺族会との五者の間には濃密な関係が深められていったのである。

さらに「琉政文書」で「援護課」の業務内容をみていくと、靖国神社との係わりも多く含まれているのが分かる。特に全国各地で係争中の「靖国訴訟」の原告弁護団が、沖縄県公文書館で証拠集めに検索している「靖国神社に関する書類」（琉球政府社会局援護課）を紐解いていくと、靖国神社・日本政府・琉球政府・沖縄遺族連合会が渾然一体となっている姿が浮き彫りにみえる。例えば靖国神社社務所から琉球政府厚生局長宛の「合祀に関する件回答」文書には、「厚生省援護局業務第二課長宛御照会の書類が援護局調査課を経由して当神社に移牒されましたから左記の通り回答します」との見出しで、「現在当神社の合祀事務は旧陸海軍省で合祀事務を管掌致して居りました当時の合祀基準を踏襲致して居ります」（昭和三十八年二月十一日）と、その関係性をよく示している。

そして「援護課」の業務が靖国神社との係わりがいかにか多かったかという事実は、次の文書がよく示している。

1963年、1964年 「靖国神社に関する書類（補備訂正）」 厚生局援護課

文書目録

戦没者の合祀調査について（依頼）

戦没者の合祀手続方について（依頼）

合祀に関する回答

靖国神社合祀通知状等の交付について

靖国神社合祀通知状等の送付について

戦没者御霊合祀について（照会）

靖国神社合祀通知状送付 石垣市長 那覇市長

靖国神社合祀通知状送付

合祀調査について

靖国神社合祀通知状送付
合祀調査について（照会）
合祀に関する件回答
合祀通知状の再交付方について（依頼）靖国神社
合祀通知状再交付について 名護町
靖国神社合祀戦没者旅客運賃割引証の交付方について

これらの文書目録からも「軍人恩給法」に代わるものとして制定された「援護法」とその援護業務が、靖国神社と一体のものであり、沖縄の「援護法社会」の根底には「靖国思想」が据えられることになったのがよく示されている。

(4) 靖国神社と沖縄の結びつき

1957年10月には、「靖国神社奉賛会沖縄地方本部」が結成された。それから間もない58年1月25日に開催された「全琉戦没者追悼式」には、日本政府（南連）と琉球政府共催の形をとり、靖国神社関係者が、政府代表、衆参議院代表や民政府官（米軍代表）らと参列して、執り行われている。沖縄住民が米軍に対する「島ぐるみ土地闘争」を展開し、民主主義擁護の運動が澎湃として湧き上がっている頃、住民の沖縄戦体験は「援護法」による「遺族年金」等の交付と平行して、「靖国神社」との結びつきを強固にしていたのである。

それは「援護課」資料の「沖縄遺族連合会」が琉球政府へ提出した「一九五八年度戦傷病者戦没者遺族等援護事業成績報告書」にも、「靖国神社奉賛会沖縄地方本部と共催にて靖国神社筑波宮司、靖国神社奉賛会北白川会長、靖国神社奉賛会岩重事務局長、他随行者二名の滞在中の戦跡案内及び歓待の世話をなし沖縄の実情を強く認識せしめた」とある。その当時の沖縄遺族連合会の副会長は、後の屋良朝苗革新知事であり、理事の一人に革新政党所属の大山朝常コザ市長らが名を連ねていた。その時の新聞報道としても靖国神社関係者の追悼式への参列は別枠で扱っている。

それによると、「全琉戦没者追悼式に参列するため二十五日零時十分空路来島した靖国神社奉賛会長北白川祥子さん、同神社宮司筑波藤麿氏、北白川家の水戸部まこと氏、奉賛会事務総長岩重 ○治氏（○は判読不明）、同常務理事畑井敬三氏らは、琉球ホテルに旅装をといた¹²」とあり、北白川会長の談話や北白川家と沖縄の関係、一行の日程など詳細に報じている。靖国神社関係者の追悼式への参列について、沖縄住民が疑問を感じているような雰囲気は新聞記事から窺えないのが特徴的である。翌59年4月25日、沖縄護国神社仮本殿が竣工し、鎮座祭が行

¹² 「沖縄タイムス」1958年1月25日（夕）

われた以降、秋季大祭には靖国神社禰宜が沖縄護国神社の祭主となり執行されていた。

このような関係の予兆は、1952年8月19日、琉球大学広場（首里城跡地）で举行された琉球政府主催「第一回戦没者追悼式」の参列者の顔ぶれにも顕れていた。琉球政府主席・立法院議長・裁判所首席判事に並んで厚生省引揚援護庁長官ら日本政府代表や民政官（米軍）や各遺族代表らが追悼の辞を述べている。新聞報道では、参列者の一人である第32軍牛島満司令官のまだ54歳の君子夫人の動向を顔写真入りで扱っている。そこには沖縄戦の最高責任者としての軍司令官の作戦やその結果などに関して、一切触れることなく、ただ45年12月末の政府調査として沖縄戦の犠牲者が「一般民150,698名」という数字を淡々と示しているだけである¹³。第32軍牛島満軍司令官は、45年5月末首里から摩文仁南端に軍司令部を移動させて、避難住民を盾にした形で「出血持久作戦」をとった。その結果多くの非戦闘員の一般住民に犠牲者を増大させ、将兵には「最後まで敢闘せよ」という命令を残して、長参謀長らと自決したが、それからまだ7年しか経てない時であった。

2 「援護法」適用のための「沖縄戦体験記述」

(1) 「援護法」適用の拡大運動

1) 沖縄側の動き

「援護法」の沖縄への適用に関連して日本政府も沖縄側もさまざまな行動を起こした。まず、沖縄の遺族は、53年7月7日から8月20日まで、琉球遺族連合会山城善三事務局長が各都道府県の遺族会の活動状況を調査すると同時に沖縄戦で日本軍に動員された住民の処遇を求める資料集めのため、旧日本軍関係者の間を聞き取り調査している。熊本県では、元沖縄聯隊区司令部勤務将校に面会したのを皮切りに、長崎県の原爆被害、佐世保地方復員残務処理部、鳥取県米子市の八原博通元第32軍高級参謀、大阪では村上治夫元護郷隊長に面会している。その他政府関係者にも面談して、沖縄戦から8年目に沖縄戦に参加した住民の処遇について厚生省と協議するよう要請している¹⁴。戦後沖縄の「援護法社会」が形成されるにあたって、当然の形で旧日本軍との関わりが色濃く残ることになったのである。

「援護法」適用の道を切り開くことは、官民あげて沖縄戦は「軍民一体」の戦闘だったということを実証することであった。

琉球政府比嘉秀平主席が、琉球遺族連合会の二代目会長になったこともその適用の道を拡大させる強力な推進力になった。沖縄の「遺族会」は、「学徒及び戦争協力戦没者は軍人、軍属同様の処置を取ってもらいたい」という遺族大会の決議のもとに琉球政府援護課と調整して「男子学徒は全員軍人、女子学徒は軍属の身分」を、日本政府に強く要請することになった。

¹³ 「沖縄タイムス」1952年8月19日（朝）

¹⁴ 沖縄県遺族連合会『還らぬ人ともに』若夏社 昭和57年 63頁参照

54年10月、「沖縄戦戦没学徒援護会」が結成され、沖縄戦当時の中学校長や商業校長、女子師範学校教諭たちが中心になって陳情を開始したので、沖縄の「遺族会」は日本遺族会の協力の下に、国会の場で政治的解決を図るよう陳情活動した結果、56年3月、中等学校生徒が軍人として死亡公報が発行され、男子生徒は全員軍人、女子戦没生徒は軍属として死亡処理され、「援護法」の適用を受けることになった。

しかし、沖縄の「遺族会」としては、沖縄戦の実相を県民すべてが「国土を守り抜こう」と「全県民あげて駐屯軍に協力した」が、米軍上陸後、日本軍が住民に対する対応が次のように変化したと捉えている。

米軍上陸後、一般住民は防空壕住まいを余儀なくされたので、下士官兵が各壕を廻り、可動者を狩り出し、強制的に作業にあたらせていた。戦局不利となるや、南部に撤退後も、退避中の住民を壕から追出し、その後に兵隊が入るという“骨肉相食む”状況に至るところで出現、そのために、住民の犠牲がふえた。沖縄戦の場合、軍が駐屯し始めたのは昭和十九年八月からである。当初駐屯軍は、全島にまたがって、校舎または公共施設あるいは民家を兵舎、宿舎として使用したので、兵と住民の同居状況に至るところでみられた。米軍上陸後もまた、住民は軍と行動を共にした。だから沖縄では駐屯の最初から戦争終了までの一年間、狭い島の中で、前線、銃後の区別ない国内戦を強いられたわけである。したがって県民の犠牲者に対しては、当然特別な措置が講ぜられなければならない。また、犠牲者といっても、戦闘参加者と戦闘協力者の区別の仕様がなかったのである。

昭和三十一年、旧軍人、軍属の処理方針は確定したが、軍属と戦闘参加者との区分がはっきりせず、身分扱いの区別をどうつけるのかが難問題として持上がった。どういう人を戦闘参加者として扱うか、その基準となる要綱の決定が急がれた¹⁵。

つまり、「軍民一体の戦闘」という協力体制から、住民を巻き込んだ地上戦闘下で、住民は日本軍に死に追い込まれたというのが、「遺族会」本来の沖縄戦認識だったのである。しかし、その犠牲をどのように「援護法」に適用させるかという難題に直面することになり、沖縄の遺家族は、日本政府指導による沖縄戦の真実の書き換え・いわば「捏造」を余儀なくされていったのである。それは政府の担当事務官としては「援護法」適用のための「善意の捏造」という意味合いを持っていたといえよう。

¹⁵ 前掲書 92-93頁

2) 日本政府の沖縄戦調査と「戦闘参加者処理要綱」の決定

そこで日本政府にとっても「援護法」を沖縄住民に適用させるためには、戦闘状況の実態調査を実施する必要性に迫られた。

そのために、戦闘状況の実態を調査するため、厚生省引揚局援護課課長補佐安福事務官が三月二十五日来県した。本会では沖縄の戦闘実態を十二分に把握してもらうために、種々の懇談会、協議会を持つとともに、最も悲惨だった座間味、渡嘉敷両村に金城事務局長自ら案内に立ち、集団自決の様態を直接生存者から聴取させた¹⁶。

このときの調査結果が、沖縄の一般住民への「援護法」適用という「善意・配慮」による日本政府の「公的な沖縄戦認識」として定着することになったのである。57年7月、厚生省は一般住民を対象とした「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」を決定し、住民の「戦闘協力・戦闘参加」を20種に類型した「戦闘参加者概況表」にまとめた。

そこで、①義勇隊 ②直接戦闘 ③弾薬・食糧・患者等の輸送 ④陣地構築 ⑤炊事・救護等雑役 ⑥食糧供出 ⑦四散部隊への協力 ⑧壕の提供 ⑨職域（県庁職員報道）関係 ⑩区（村）長としての協力 ⑪海上脱出者の刳舟輸送 ⑫特殊技術者（鍛冶工） ⑬馬糧蒐集 ⑭飛行場破壊 ⑮集団自決 ⑯道案内 ⑰遊撃戦協力 ⑱スパイ嫌疑による斬殺 ⑲漁撈勤務 ⑳勤労奉仕作業、のいずれかのケースに該当すれば、一般住民も兵士同様に「戦闘参加者」として認定されることになったのである。その場合、軍の命令を受けて「自己の意志」で戦闘に参加・協力したか否かが問われることになったので、軍の命令を聞き分けられる「小学校適年齢の六歳以上」という年齢制限を設けた。この時点で、『鉄の暴風』（沖縄タイムス社、1950年）で新聞記者が使用した集団自決という用語が、「援護法用語」、いわば官庁用語になったのである。

3) 沖縄遺族会の「全戦争犠牲者の補償要求運動」

本稿の冒頭で「東京空襲犠牲者遺族会」が、国へ「国家賠償」を求めて集団提訴する、という報道に接し、沖縄県全体が地上戦闘に巻き込まれ、甚大な被害を被った沖縄住民こそ、真っ先に国に対して「国家賠償」と「公式謝罪」を求め、大集団提訴をすべき立場にあると述べてある。しかし、実は沖縄県遺族連合会は、1960年6月18日の「未処理処遇解決促進遺族大会」で「全戦争犠牲者に対する援護補償要求」という大会決議を行っていた。それは、日本政府の沖縄戦戦闘状況の実態調査に基づいて作成した「戦闘参加概況表」という戦闘参加の処理要綱が決定されたので、一斉に「戦闘参加についての申立書」の提出事務が開始され、「五万五千

¹⁶ 前掲書 93頁

二百余人」が「戦闘参加者として処遇」されたことを受けて、新たな補償要求が起きたのである。その理由は、沖縄戦では軍人、軍属以外に一般住民の犠牲者は約94,000人と推定され、そのうちの55,200余人が「戦闘参加者」として認定されているが、残り約38,700余人が「未処理」のままである、というところから生まれた行動であった。その大会決議文に当時の沖縄戦に対する認識が示されている。

今次大東亜戦争は国家未曾有の大戦であり、特に彼我攻防戦の展開された沖縄・南洋・比島等は本土防衛の前線として老幼男女を問わず守備軍に協力、祖国の安泰を守り抜いたのであるが、不運にもその犠牲となった戦没者が相当数に達した。日本政府は「援護法」を制定して戦傷病者戦没者に対する国家補償の途を講じているが、左記の犠牲者の補償については今日まで何等講じられていないという事実は甚だ遺憾とするところである。われわれにはもはや黙視出来ない人道問題として、茲に未処遇解決促進遺族大会を開催し、かれら戦争のための死没者の補償要求を早急に講ずるよう要求する。

- 一、防衛軍の要請並びに閣議決定に基づく疎開遂行途上の海上死没者
 - 1、本土疎開途上の海上死没者
 - 2、台湾疎開途上の海上死没者
 - 3、南方よりの疎開途上の海上死没者
- 二、満十四歳未満及び満七十五歳以上の地上戦闘における死没者
- 三、昭和十九年十月十日以後昭和二十年四月一日以前における戦争犠牲者¹⁷

「東京空襲犠牲者遺族会」が、国に「国家賠償」と「国の戦争責任をはっきりさせて公式謝罪」を求めて集団提訴するという今日的観点とは異なった「援護法」の枠内と「時代の制約」を受けた文面であるが、「全戦争犠牲者」に対する賠償・補償要求ということでは、両者に戦争認識が通低しているように思える。

1960年段階の沖縄の「遺族会」を中心とした「全戦争犠牲の補償要求運動」は、「援護法」の拡大解釈で、各時期の「政治的解決」の形を取らざるを得なかった。つまり、沖縄住民は、「援護法」とは異次元で「補償」を勝ち取るだけの、壮大な運動を形成することはできなかったのである。

(2) 「援護法」申請のために始まった住民の「戦争体験記述」

住民の沖縄戦体験を証言記録した『沖縄県史』（琉球政府・沖縄県発行）第9巻、10巻の発

¹⁷ 沖縄県遺族連合会『還らぬ人ともに』若夏社 昭和57年 96頁

刊まで、沖縄戦はもっぱら日米両軍の戦闘を中心に元軍人や新聞記者などによって記録されてきた、と指摘されてきた。そして住民の「沖縄戦体験記録」は、1969年から開始された行政主導¹⁸による聞き取り調査によってはじめて実施されたと筆者も記述してきた。

しかし、「琉政文書」や「沖縄県遺族連合会」の記録によると、以下のように書き改めねばならないと筆者自身反省を迫られている。

53年、米国の統治下にあった沖縄にも、「援護法」という日本の法律の適用が旧軍人軍属に認められ、さらに58年から「日本で唯一地上戦になった沖縄県」という「特殊事情」という理由で、一般住民にまで適用が拡大された。ただし、一般住民の場合、いかに日本軍に「積極的戦闘協力」をしたかが、「援護法」適格者として認定される分岐点になった。そして遺族の申請による「申立書」（遺族本人）と「現認証明書」¹⁹が必要であった。

すなわち、58年以降の沖縄全域で、じつは日本政府厚生省とその事務を代行（機関委任事務）している琉球政府援護課の行政主導によって、住民の「沖縄戦体験記述」が積極的に推進されていったのである。その申請で認定された「援護法」における「戦闘参加者」は、5万5724人²⁰だから、少なくとも、その数の「沖縄戦体験記述」が、「申立書」「現認証明書」の形式で住民自ら押印した公式文書として現在の厚労省に現存していることになっている。また、申請しても「消極的協力」などの理由で不適用になった事例も多数あるので、住民自らが沖縄戦体験を記述し、政府に提出した件数は膨大な数に上る。

81年以降は、「援護法」の適用を「6歳未満」の戦没者にも拡大したので、それ以後今日まで沖縄戦で焼失した戸籍簿に載っていない乳幼児の戸籍を復元したうえで、「援護法」に申請するというケースもあり、「援護法」の申請は増加の一途をたどってきた²¹。

われわれは、「援護法」の適用のために書かれた「沖縄戦体験記述」は、公的機関への提出書のため一般に読むことができない。そのためにこのような「沖縄戦体験記述」がまるで存在していないかのような錯覚に陥っていたのである。

60年代後半に日本本土では「東京大空襲を記録する会」が市民運動として展開した。筆者は、凄惨な地上戦闘が展開した沖縄でこそ、2度と戦争を起こさないように生存者は自らその体験を記録すべきだったと記してきた。しかも、親子友人知人同士でも殺しあうことになったあまりに悲惨な沖縄戦体験は、行政主導による記録運動が展開するまで、住民自ら記録するには「感情が風化」する年月が必要だったとも記してきた。

¹⁸ 1969年は琉球政府、1972年以降は沖縄県主導。

¹⁹ 申立書の傍証になる第3者の押印した証明書

²⁰ 『沖縄県の福祉』1982年度版 沖縄県

²¹ 86年までに6才未満2100人が「戦闘参加者」と認定された（『オキナワを平和学する』法律文化社 2005年 151頁）ので、窓口業務を担当していた沖縄県援護課職員は旧厚生省の役人に「沖縄戦中の沖縄の人口がどんどん増える」と皮肉られたという。

ところが、親子友人知人同士の殺し合いの形をとった体験も「援護法」の適用を受けるために、戦後13年目以降、「申立書」、「現認証明書」の形で住民自ら集団自決と記述して政府に申請していたのである²²。

(3) 靖国思想に適った「沖縄戦体験記述」

1) 旧厚生省審査課の指導

「援護法」適用のための「申立書」は、旧厚生省で厳重なチェックを受け、いささかなりともその記述において日本軍への協力に「消極的な協力」と判断されたら、琉球政府へ返されて、「積極的な協力」の表現がないと、受理されないという指導をうけ、どの部隊によるどのような指示、命令があったか、と具体的な書き方の指導を受けてきた。

沖縄側の窓口でも「援護法」への適用申請が受理されるようにと、「善意・配慮の指導」によって、日本軍部隊から「避難壕からの追い出し」は、日本軍の作戦・戦闘に協力して「壕を提供」したという書き換え・捏造が行われてきた。住民の一大避難所と化していた首里から南の沖縄本島南部一帯に、日本軍が撤退して持久作戦を採ったので、軍民混在地域になった。そこでは日本軍による住民の「壕追い出し」は日常的に行われていた。そして砲煙弾雨の戦場で、被弾死するという状況が多発した。その死に対する「補償」が日本軍部隊へ「壕提供」して戦没したということで「戦闘参加者」として「準軍属」扱いされ、祭神として靖国神社へ合祀されているのである。

したがって、「援護法」適用を受けるための「申立書」による「沖縄戦体験記述」というのは、じつは沖縄戦体験の真実を捏造して殉国死という「靖国思想」に適ったものに仕立てあげなければならなかったのである。

日本軍の指導・強制・命令・誘導・説得などによる親子友人知人同士での殺し合いという形となった住民の集団死というのも、「援護法」の適用をうけるにあたっては、当然「積極的戦闘協力」のために「殉国死」として位置づけられていたのである。すなわち、『沖縄県史』以前の行政主導による「沖縄戦体験記述」は、すべて国に殉じた死という「靖国思想」に沿うものでなければならなかった。

「援護法社会」の沖縄では、日本政府が琉球政府を介在して、沖縄戦体験者に「不実の記録」を指導していた。その構図は、「援護課」資料が浮き彫りにしている。

「援護法」適用のためという日本政府の「善意の外形」によって、一般住民の沖縄戦体験は「軍民一体の戦闘」として決定づけられることになった。「援護法」で一般住民を「戦闘参加者」として認定するにあたって、日本政府は軍命があったか否かを決め手にしていた。それは沖縄

²² 「琉球政府社会局援護課資料（「琉政文書」）」 沖縄県公文書館所蔵

県公文書館の「援護課」資料で、日本政府の「沖縄戦書き換えの指導」を具体的に見ていくことができる。

2) 軍命と積極的戦闘協力

1957年8月以降、一般住民の「戦闘参加者の申立書」の提出業務が開始されるや、「援護課」は、58年12月までには38,700件を受付して、厚生省に進達した。その後、50,000件を受付した段階で、那覇日本政府南方連絡所から61年6月30日で受付業務を締め切るよう通達をうけた。それで援護課としては4カ年で52,682件を受付処理したが、保留してあるのが12,241件にのぼった（1961年7月14日援護課文書「沖縄戦関係戦闘参加者の処理について」より）。

これらの援護業務の記録である「援護課」資料の1960年「戦闘参加者に関する書類」の中に、以下のような具体的「書き換え」の指導文書が含まれている。

昭和34年10月13日付の厚生省引揚援護局未帰還調査部第四調査室長から、琉球政府社会局援護課長殿という宛書で、「戦闘協力により死亡したものの現認証明について」というタイトルの文書である。

その内容は「別紙記載の戦闘協力者に対し、遺族より弔慰金の請求をされましたが、戦闘協力内容が消極的に失すると審査課より返却されましたので、死亡者は、要請（指示）事項のみに終始したのではなく、当時の戦況から判断して現認証明事項欄記載の如きこともあったものと推定されるので、其の旨、審査課に回答した処、死亡の原因が回答のような積極的戦闘協力によるものであれば現認証明書を添付されたいとのことですが、現認欄記載の如き事項は、当時何人かが現認していると思われるがそうであったら然るべく御とりはからい願います」とある。ここで注目すべき点は、積極的戦闘協力が認定の基準になっている、と窺われることである。

さらに、1962年1月、「戦闘参加者に関する書類綴」（援護課調査係）では、「戦闘参加者の申立書」に対して、厚生省から琉球政府への「要調査事項」として「昭二〇・五・一〇食糧を求めため部隊に行ったのは軍命令か申立書の記述ではその点が不明確であるから解明されたい」と、軍命令の有無を重視している。その点については、「現認証明書を要する戦闘協力者氏名」の一覧ではより明確な文言が記されている。

当時50歳の県庁職員が、「壕生活の指導並びに避難誘導のため摩文仁村に派遣された」が、「摩文仁村摩文仁で難民誘導の任務遂行中砲弾の破片により胸部に受傷戦死」という現認証明に対して、「上記の理由では積極的戦闘協力とは認め難いとの審査課の意見であるが、積極的戦闘協力の事実はないか例えば軍命令により弾薬運搬又は食糧の輸送の指導若しくは陣地構築の指導等の如きものとか、公務遂行中殉（職）というが、公務の内容は何か軍の命令により何か積極的戦闘協力はしたのか」などと具体的な書き方が指導されているのである。

3) ゼロ歳児の「準軍属」決定

同じく戦闘参加者についての申立書で未認定の当時9歳の学童のケースとして、「壕提供」

の記述例をあげよう。

日本軍による住民に対する一般的な「壕追出し」行為は、「艦砲弾が激しいため殆んど壕が破壊されたので作戦上壕を提供せよと命じられたので、軍に協力して他に避難場所を探し求めて彷徨している際、敵の小銃弾で頭部を撃たれ治療も出来ず出血多量で数時間後に死亡した」という表現パターンで、「壕提供」ということに書き換えが行われていった。62年の同書類綴には、援護法の認定が保留になっていた座間味村の明治9年生が昭20年3月28日、「隊長命による自決」という内容で「戦闘参加者」として認定されている。さらに66年「援護関係表彰綴」には、宮村幸延座間味村総務課長の「功績調書²³」に、「一九五七年八月、慶良間戦に於ける集団自決補償のため上京す一九六三年十月集団自決六歳未満から0才児まで（一四八名）準軍属に決定」と記されている。「援護法」で一般住民を「戦闘参加者」として認定し、「準軍属」扱いするには、6歳以上の者に対して「軍命令」によって「積極的戦闘協力」したものに限られていた。しかし、この「援護課」資料によれば、例外的に軍の命令を聞き分けられないと判断した6歳未満児でも、63年以降認定したと読める。6歳未満への「援護法」適用が一般化されるのが1981年以降であるので、その適用は「戦闘参加概況表」の⑤集団自決に該当するケースのみであった。

かくて、集団自決と認定されると、沖縄戦では0歳児でも「準軍属」扱いされ、軍人同様に「靖国神社」に祭神として祀られることになったのである。

3 『沖縄県史』執筆グループによる「沖縄戦体験記録」の書き換え

1969年、『沖縄県史』第9巻に住民の沖縄戦体験記録を収録するため、沖縄中南部の激戦地域中心に聞き取り調査が開始された。引き続き70年から若手研究者・教師の執筆グループによって『沖縄県史』第10巻の聞き取り調査が、宮古・八重山諸島など全県的に拡大されていった。その時点で住民の沖縄戦体験記録の視点が確立した。

²³ 1965年3月1日

援護局長殿 座間味村長 田中登

琉球政府等の援護業務従事職員に対する援護局長表彰についての内申書

下記の者は昭和28年3月1日座間味村書記に採用以来現在迄の12年間戦傷病者戦没者遺族援護事務専任職員として専心誠意其の職務の重大なるを充分自覚し忠実に格勤精励し克く援護業務を推進したのであります 採用当時は援護法が沖縄在住の遺族へも適用された時で戸籍簿が滅失した沖縄での援護事務処理をなし1日も早く遺家族への援護金支給の恩典を与え又特に本村は沖縄戦上陸第一歩の地であるため最も困難視された多くの集団自決者と法の不備から生じた戦地地域外戦死者等の処遇問題も献身的にその解決を計ると共に村遺族会、村傷痍軍人会沖縄引揚協会村支部等の書記として遺家族並に会員の福祉更正に貢献した功績は多大なものであります この度の援護事務職員に対する援護局長表彰要綱に依る被表彰者として最適任者であることを内申致します

記

座間味村総務課長 宮平幸延

そこには米軍の空爆、艦砲射撃、さまざまな火器による地上戦の猛攻撃による生地獄が記録されているだけでなく、自国軍隊である皇軍（日本軍）による住民スパイ視・虐殺事件、避難壕からの壕追出し、幼児の毒殺・絞殺、食糧強奪、指導・強制・命令による集団死事件など、沖縄戦の真実が赤裸々に記されている。直接体験者以外の住民にも戦後25年を経て、ついに沖縄戦体験を共通認識する契機が生まれたのである。

「援護法」受給者を含む沖縄住民の衝撃的な沖縄戦体験が公刊されることによって、70年以後、沖縄では「反靖国の視点」による沖縄戦認識が共有され、定説化されるに至った。

それは、これまでの「靖国の視点」による「沖縄戦体験記述」が、沖縄戦の真実の記録に書き換えられていく過程でもあった。結果的に「反靖国の視点」が形成されたのである。つまり、日本軍の作戦・戦闘に協力して、部隊に「避難壕を提供」したというこれまでの「沖縄戦体験記述」が、じつは、日本軍によって「避難壕から追い出され」、被弾死していったと体験証言の事実に基づき、沖縄戦の真実が記録されていったのである。

また、日本軍の戦闘に協力して「崇高なる犠牲的精神」による住民の集団自決という「殉国死」は、日本軍の作戦のために指導・強制・誘導・説得・命令などによる住民同士の殺し合いの形となった死であることを理解していった。しかし、この段階では、戦後作られた援護法用語の集団自決という表現を、その意味するところを十分に理解しないままに使用してしまった。もちろん、筆者も日本軍の強制・命令によるという意味ではあったが、それを深く検討せずに無造作に使用してきた。これは当時の沖縄戦研究が到達した水準を示すものであった。1950年に沖縄タイムスの取材陣が発行した『鉄の暴風』（沖縄タイムス社刊）で、軍人の集団自決と同じ形に見える住民の集団死を集団自決と表現した結果、一般に流布してしまったが、その言葉はまずかった、とその著者の一人である太田良博元沖縄タイムス記者が曾野綾子女史との新聞論争で悔やんでいる²⁴。

時系列的に見るならば、「援護法」で住民が「戦闘参加者」と認定される20種の適用要件のひとつになった「集団自決」は、少なくとも沖縄では『鉄の暴風』ではじめて用いられた「戦後用語」が、「援護法用語」として採用され、さらに「マスコミ用語」となり、一般に定着させ、沖縄戦研究における「専門用語」的に使用されてきたのである。

われわれは、太田元記者のいう「渡嘉敷島事件」の解釈を誤らしめてしまったという用語を、沖縄戦の事実在即して、点検せずに踏襲してしまったのである。われわれにその誤りを気づか

²⁴ 「集団自決という言葉について説明しておきたい。『鉄の暴風』の取材当時、渡嘉敷島の人たちはこの言葉を知らなかった。彼らがその言葉を口にするのを聞いたことがなかった。それもそのはず『集団自決』という言葉は私が考えてつけたものである。島の人たちは、当時、『玉砕』『玉砕命令』『玉砕場』などと言っていた。『集団自決』という言葉が定着した今となって、まずいことをしたと思っている。この言葉が、あの事件（引用者注：渡嘉敷島強制集団死事件）の解釈をあやまらしているのかも知れないと思うようになったからである」（土俵をまちがえた人－曾野綾子氏への反論（1）「沖縄タイムス」1985年5月11日）

せたのが、第3次家永教科書訴訟「沖縄戦に関する部分」であった。

4 国による「集団自決書き加え」事件で判明した集団自決の意味

住民の集団自決という言葉に内在している意味を充分理解していたのは、沖縄戦研究者でもない、歴史学者の家永三郎教授であった。高校日本史教科書「新日本史」（三省堂）の著者である家永氏は、1983年改定検定するとき、自著の脚注部分に沖縄戦で住民が「日本軍のために殺された人も少なくなかった」、と日本軍による「住民殺害」を書き加えた。82年に旧文部省は、他の教科書検定で日本兵の「住民虐殺」の記述を削除した。それが明るみになるや沖縄では日本政府へ「沖縄戦の真実」を教科書に記述するよう、全県的な抗議運動が展開していた²⁵。家永氏は、そのとき自著にも日本兵の「住民殺害」を「日本軍のために殺された人も少なくなかった」と表現したのである。1965年から国相手に教科書裁判を起こしている家永氏に対して、国は、その新たな記述の前に「集団自決を書き加えなさい」と命令に等しい「修正意見」をつけた。家永氏は、国のいう集団自決は、「日本軍のために殺された人も少なくなかった」、つまり「住民殺害」の部分に含まれるものだとして反論した。しかし、集団自決を書き加えないと、不合格になるので国の指示に従い、検定は合格になったが、ただちに国を相手に訴訟を起こしたのである。そこで、第三次家永教科書訴訟の「沖縄戦に関する部分」は、国に住民の集団自決を書き加えさせられたことが何を意味するのかが、争点になっていった。

88年2月に第1審の出張尋問が、沖縄で開かれた。沖縄にとっては沖縄戦の本質にかかわる事柄が審理されるということで、地元マスメディアは、その裁判を連日大々的に報じ、32年間の家永教科書訴訟では空前絶後となる扱いをうけた。しかし、原告家永氏側の敗訴となり、控訴審は、91年10月21日に東京高裁第三小法廷で開かれ、筆者が原告家永氏側の証人として法廷で証言した。これまで筆者を含めすべてのひとが集団自決という表現を用いてきたので、頭の切り換えにかなりの時間を要した。しかも、裁判というのは、提訴された当時の学説で争われると原告家永氏側弁護士から言われ、集団自決という表現に代わる言葉は使用できないということであった。

したがって、筆者は証人尋問を受けているとき、常時、「日本軍の強制という意味での集団自決」と連発したため、裁判長からたしなめられた。だが、単に集団自決と使用したら、日本軍に死に追い込まれた、つまり日本軍による間接的な住民殺害の意味が切り離されてしまい、住民自ら死んだ、殉国死という意味になるので、絶対に「日本軍の強制という意味」という言葉を切り離さないように細心の注意を払った。（現在では、2度目以降の使用にあたっては

²⁵ 「教科書の中の沖縄戦」石原昌家『争点・沖縄戦の記憶』（石原昌家・大城将保・保坂廣志・松永勝利著）社会評論社 2002年 に詳述。

「援護法でいう集団自決」という表現でも良かったといえる)。

また、証言に立っている筆者を牽制して、集団自決と言わそうとした裁判長は、国側の有利になるよう筆者を誘導しているものとそのとき判断した。

32年間も国を相手に教科書訴訟を起こしてきた家永三郎教授が、84年に提訴した「沖縄戦に関する部分」で、「集団自決書き加え」を争点にしたことは、沖縄戦研究者に集団自決の意味を解明させる契機になった。つまり、国側が執拗に書き加えさそうとした住民の集団自決というのは、日本軍の沖縄住民殺害・虐殺のなかに含まれるものであるから、集団自決と住民殺害・虐殺というのを並列にさせてはならない、と裁判を通して家永三郎教授は沖縄戦研究を深める見識を示したのである。

したがって、1958年以降、国が「援護法用語」として沖縄で一般化させた集団自決という言葉に、たとえかぎ括弧を付けようが、“集団自決”と発した瞬間、「日本軍のために殺された人」には含まれない、軍に協力するために「自ら生命を絶った」ことを意味し、沖縄戦は「靖国思想」に立脚した「軍民一体の戦闘」だったという認識に立つことになるのである。

それゆえ沖縄戦の真実に即して、日本軍の指導・強制・説得・命令による住民の集団的殺し合いを、筆者は「強制集団死」、あるいは日本軍の作戦による「軍事的他殺」と表現している。

このような沖縄戦の本質を表す表現をめぐって、沖縄戦研究の水準を具体的に示したのが沖縄県平和祈念資料館の設立理念と住民被害の実相を展示したコーナーである。

1975年6月、「沖縄県立平和祈念資料館」は、「設立理念」も検討されずに開館した。理念なき展示内容は、直ちに県民の批判をうけ、県によって「資料館展示改善委員会」が設置された。そこで78年に再オープンした「資料館」は「設立理念」に基づき展示内容が改善された。

さらに1999年、「平和祈念資料館」を改築する際、時の沖縄県当局によって「展示内容改竄事件」が発生した。だが、県民世論の猛批判をうけて、これまでの「監修委員会」に任せることになり、元の展示計画に戻された。「監修委員会」では70年代に作成した「設立理念」の内容をめぐって、長時間の議論の末、沖縄戦研究の現段階の水準に合わせて最小限の変更をすべきであると意見の一致をみた。そこで日本兵によって沖縄住民が「自ら命を絶った」という「援護法でいう集団自決」を意味する表現を、「自ら命を絶たされた」と、日本軍の指導・強制・命令などによる集団死の意味に書き改めた。その1部分修正した「設立理念」に矛盾しないように、住民被害の実相を示すコーナーで「集団自決」という用語を「強制集団死」に改めたのである。ただし、住民が集団自決と発言している証言部分については、その人の言葉として、当然手を加えていない²⁶。

²⁶ 新資料館と旧資料館の相違については、前掲書『争点・沖縄戦の記憶』（社会評論社）の拙論「沖縄県平和祈念資料館と『平和の礎』の意味するもの」に詳述。

5 有事法制下の日本における沖縄戦書き換えの顕著な動き

(1) 沖縄戦認識のせめぎあいの象徴である2つの裁判

筆者は、1991年10月21日、家永教科書訴訟の原告家永氏側証人を引受けることによって、国側が家永三郎教授になぜ執拗に集団自決を書き加えるよう迫ったのか、が解明できた。

国側にとっては、「援護法」の用語として定着している軍民一体の戦闘を意味する集団自決を、「住民殺害」の記述の前に書き加えさせることによって、自国軍隊が自国民を殺害したという沖縄戦のショッキングな内容を帳消しにしたいか、その印象を薄めたかったのだということをも今日の時勢からも改めて推測できよう。

また、82年の教科書検定るとき、日本軍の「住民殺害」の記述を国側が削除しようとしたとき、教科書執筆者がこの事実は『沖縄県史』にも記述されていると、反論した。すると、国側は、『沖縄県史』は一級資料ではないと一蹴したという²⁷。国側にとって、「援護法」申請のための「申立書」が「沖縄戦体験記述」の一級資料ということになるのであろう。その内容の多くは沖縄住民がいかに日本軍の作戦・戦闘に参加・協力し、軍民一体となって沖縄戦で闘ったかということが記されており、『沖縄県史』はその一級資料の内容を書き換えたもので、教科書記述の資料にはならないと断言したことになる。

つまり、国側にとって沖縄戦とは、「軍民一体の戦闘」だったという認識であり、それは旧厚生省に数万通保存している「援護法」の「申立書」で裏付けられるのである。

いっぽう、『沖縄県史』をはじめ市町村史、研究者などの調査記録、沖縄地元新聞の取材などによる沖縄戦体験記録を通して得た沖縄戦とは、日本軍の「軍官民共生共死の一体化」という県民指導方針の下で、天皇制を守るという意味の「国体護持の戦闘」であったということである。そのために沖縄の日本軍は住民を盾にした「出血持久作戦」をとり、作戦遂行のために住民を殺害したり、死に追い込んだりしたのである。したがって、住民の視点による沖縄戦体験記録から学んだのは、軍隊は決して住民の生命・財産を守る存在ではないという教訓であった。

ところが、2000年代に入った今日、この国側と住民の視点によるまったく相反する沖縄戦認識は、2つの沖縄戦裁判をとおしてせめぎあっている。

その一つは、2002年12月に第一回口頭弁論が開かれた小泉首相の靖国神社参拝を違憲とする「沖縄靖国裁判」である。二つ目は、2005年8月、沖縄戦で「集団自決に軍命はなかった」として、ノーベル賞作家の大江健三郎と岩波書店が旧日本軍部隊長と遺族から訴えられている裁判である。

「沖縄靖国訴訟」の原告側は、「住民の視点による沖縄戦認識」の立場で、小泉首相を告訴

²⁷ 「教科書の中の沖縄戦」石原昌家『争点・沖縄戦の記憶』（石原昌家・大城将保・保坂廣志・松永勝利著）社会評論社 2002年 参照

している。いっぽう、ノーベル賞作家の大江健三郎と岩波書店が被告となっている裁判では、原告側の沖縄戦認識は「軍民一体の戦闘」だったという「歴史修正主義者」の立場に立っている。

「援護法」の「申立書」における沖縄戦体験記述と『沖縄県史』などにおける「沖縄戦体験記録」が相反するという筆者がこれまで指摘してきた「沖縄戦体験記録の二重構造化」が、まさに二つの裁判の争点になった形である。またすべての情報を握り、「大衆操作」できる立場にある国側にとって、「援護法」適用の膨大な「申立書」によって、われわれの認識する沖縄戦は、「軍民一体の戦闘」だったと、容易に「まぼろし化」（沖縄戦の書き換え）することが可能であると警鐘を鳴らしてきたが²⁸、ついにいまそれが進行しはじめたのである。

結語

沖縄戦における住民の「強制集団死」の表現をめぐって、改めて確認したい。1、戦後沖縄では、集団自決ということばを、日本軍の指導・強制・命令などによって発生したということをも前提にして使用してきた。2、旧厚生省は、軍命を受けて、ゼロ歳児までも「積極的戦闘協力」のために集団自決をしたということで、その遺族に対して経済的援助とともに靖国神社に合祀して国家的栄誉を与えることによって精神的援助も行ってきた。つまり、沖縄戦における住民の集団自決ということばには、「靖国思想」が込められた。3、家永教科書訴訟の原告家永三郎氏が、教科書記述を通して、「援護法でいう集団自決」は、日本軍の住民殺害に相当するという認識を示した。それに触発されてわれわれは、住民に対して軍人同様の集団自決という表現が、沖縄戦の真実を見誤らせることになるということを悟り、以後「強制集団死」ということばを用いる、という結論に達した。4、今日の「臨戦体制」（瀬藤厚）下の日本では、「軍民一体意識」の再構築が急務になり、「国内戦」であった沖縄戦で、住民は軍命がなくても集団自決をしたのだ、と軍民一体の象徴として「殉国死」を意味する集団自決の再定義化を図っている。5、「援護法社会」の沖縄では、「援護法用語」になっていた集団自決という言葉の真の意味を理解することなく、今日でも沖縄社会一般では使用してきている。「歴史修正主義者」「軍拡論者」はそれに乗じて、「軍民一体の戦闘」だったという言説で沖縄戦の「書き換え」・「捏造」を狙ってきている。

今日、このように集団自決の再定義が目論まれているにかかわらず、その意図を見抜けずに、いまだに新聞紙面でマスコミ関係者も研究者も無造作にその用語を使用してきている。いま、「国内戦」を前提にした「国民保護計画」も受け入れている日本国民に、「軍隊は住民を守らな

²⁸ 「幻化される沖縄戦—体験記録の二重構造①～⑥」 石原昌家『沖縄タイムス』2002年6月18日～6月25日

い」という沖縄戦の真実を明らかにしつつ、「首相の靖国参拝」を既成事実化することによって、実質的な「靖国神社の国家護持」を目論む日本国家に真っ向から挑んでいるのが「沖縄靖国訴訟団」である。その原告団が、住民の沖縄戦体験を語るときに、仮令かぎ括弧を付けたにしても集団自決という言葉を用いたら、たちまち、自己矛盾に陥り、裁判を起こした意味が消え失せてしまう。「沖縄靖国訴訟」の意味を真に理解するならば、その用語を用いたら、その意図にかかわらず、「被告国側・小泉元首相」に利することになるのである。もはや、それは「歴史用語」になっている言葉だとか、「言葉狩りになる」などという単純なレベルの問題ではなく、重大な意味が付与されていることを、「沖縄靖国裁判」が教えている。教科書から「従軍慰安婦」ということばが消えかかっているのと、軌を一にして、今後は、沖縄戦の教科書記述において、日本軍の指導・強制・命令による住民の集団死の記述が消えて、「軍民一体」「殉国死」を意味する集団自決の表現が増えていく可能性がある。

今日まで、沖縄戦研究者の間でも戦争遺家族の遺族年金などの「経済」と靖国神社参拝の「魂・心」の問題には、立ち入り難いという抑制が働いて、「援護法」に係わる研究については疎かになっていた。沖縄の遺族会の代表が初めて全国各地を回って陳情活動をしたとき、広島原爆被災地を訪ね、「広島長崎沖縄は三者共同で国家補償をすべしと痛感」というメモを残しており²⁹、「援護法」の枠組みに留まらず、すべての戦争犠牲者に「国家補償」すべきだという運動目標を掲げるに至っていたということは、沖縄戦体験研究においては看過すべき事柄ではなかった。それは日本政府の「援護法」適用によって、「沖縄戦認識」がいかに「操作」されてきたかを知ることにもなるからである。

(本稿は、「琉球新報」2006年11月16日から12月21日までの毎週木曜日、文化欄掲載の「問われる『沖縄戦認識』」の内容と一部重複する)。

²⁹ 沖縄県遺族連合会記念誌部会編『いそとせ』 29頁

参考文献・資料一覧

1. 赤澤史朗『靖国神社』岩波書店 2005年
2. 石原昌家、大城将保、松永勝利／著『争点・沖縄戦の記憶』社会評論社 2002年
3. 石原昌家、仲地博、Cダグラス・ラミス編著『オキナワを平和学する！』法律文化社 2005年
4. 石原昌家『沖縄タイムス』「幻化される沖縄戦—体験記録の2重構造①～⑥」2002年6月18日～6月25日
5. 石原昌家『琉球新報』「問われる『沖縄戦認識』①～⑥」2006年11月16日～12月21日、毎週木曜日文化欄掲載
6. 「沖縄県遺族連合会編『還らぬ人ともに—沖縄県遺族連合会三十周年記念誌』沖縄県遺族連合会 昭和57年
7. 沖縄県遺族連合会編『沖縄の遺族会五十年史』沖縄県遺族連合会 2002年
8. 沖縄県遺族連合会記念誌部会編『いそとせ』沖縄県遺族連合会 1995年
9. 沖縄県生活福祉部編『沖縄県の福祉 昭和57年度版』沖縄県 昭和57年
10. 沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ—沖縄戦終結50周年記念誌』沖縄県 平成8年
11. 『現代思想 8 特集靖国問題』青土社 2005年
12. 国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76-2 昭和51年5月
13. 厚生省社会・援護局援護課監修『援護法 Q&A—仕組みと考え方—』新日本法規 平成12年
14. 瀬瀬厚『いまに問う憲法九条と日本臨戦体制』凱風社 2006年
15. 高橋哲哉『靖国問題』筑摩書房 2005年
16. 防衛庁防衛研修所戦史室編『沖縄方面陸軍作戦』朝雲新聞社 1968年
17. 『道の手帖 靖国問題入門』河出書房 2006年
18. 陸上自衛隊幹部学校『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』1960年
19. 琉球政府社会局援護課資料（「琉政文書」）（1953年～）沖縄県公文書館所蔵
20. 琉球政府文教局『沖縄県史 第九巻 各論編8 沖縄戦記録1』琉球政府 1971年
21. 沖縄県教育委員会『沖縄県史 第十巻 各論編9 沖縄戦記録2』沖縄県 1974年

新聞／「沖縄タイムス」、「琉球新報」、「東京新聞」